



広報

みなみおくに

町の人口

4月末現在

総人口 5,859人

男 2,821人

女 3,038人

世帯数 1,362戸

発行 南小国町役場 TEL 2-1111

印刷 白木印刷(株) TEL 62-1255

No. 115



農協指導部提供

年賀ハガキ当選番号

賞品引き替は7月19日までです。

1等 各組共通...711085 417367

A組...084059

2等 各組共通...44461

A組...59384

3等 各組共通...2131

4等 各組共通...932 139

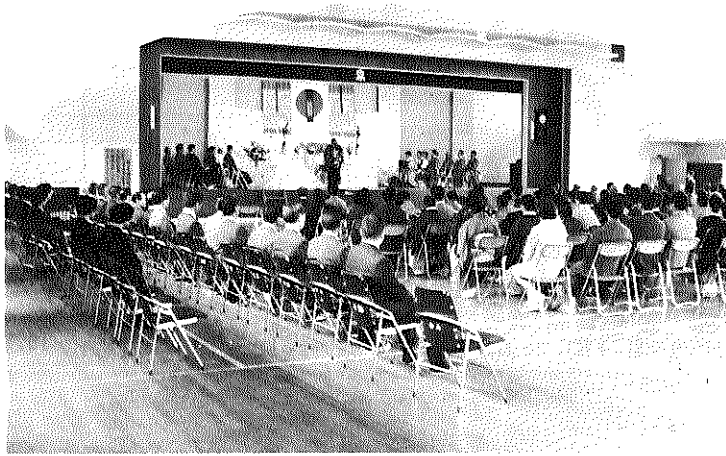
5等 各組共通...99 66 34

もよりの郵便局でお引き替えいたします。

- ◎招魂祭.....②
- ◎森林組合理事きまる.....③
- ◎農業青年レポート.....④
- ◎望郷の心ひたすら.....⑤
- ◎ナイターソフトボール大会実況.....⑥
- ◎いろは歌、短歌ほか.....⑦
- ◎駐在所だより.....⑧

6月号

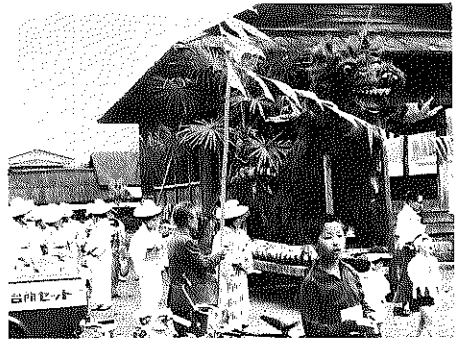
こ、小国郷にも、機械化の普及にともない、農家の庭先にはめだつて、箱苗代が多くなつて来た。これも過疎現象による労力の過不足と、半農、半務(日稼)の農業形態をとらざるを得ない、現代農業のありかたでもあるのか。



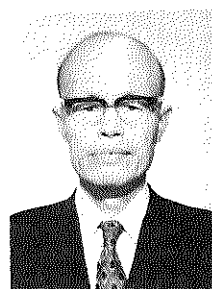
招魂祭

例年五月十日に行なわれていた招魂祭が本年度は十三日に、南中体育館において御遺族を始め関係者多数、参列の中に厳かにとり行なわれました。

この日はあいにくの小雨日よりではありましたが、子供達や、参拝者の人も多く、式典は午前中に終え、正後より、市原公民館において、遺族、関係者多数をここみ宴会が催うされました。余興として、詩吟、民謡等が披露され、野外では市原町内の仮装パレード、少年剣道奉納試合、婦人会、ボーリング大会等の盛沢山の行事が行なわれた。



森林組合通常総会行る



監事

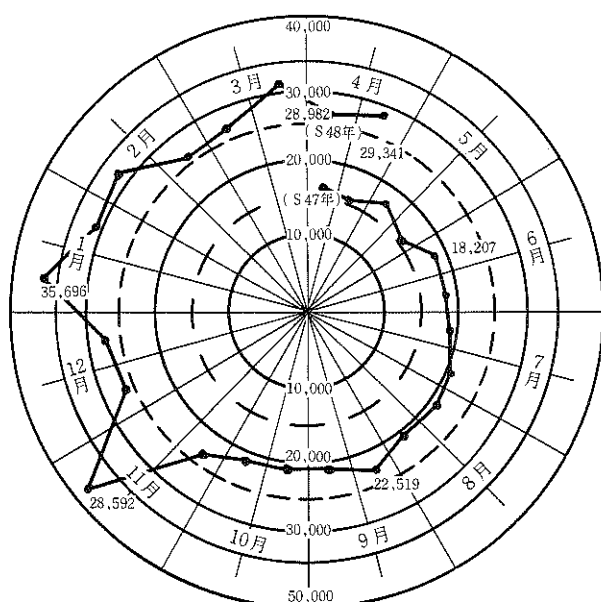
〃 監事 〃 〃 〃

後藤 昭雄
黒川 才吉
日隈 歳一
中島智加喜
井今朝人
芝資成

五月十九日午前十時より、四十八年度通常総会が盛大に開催された。役員の任期満了に伴う役員の改選は、理事、監事候補者の届出が定数を超えない為、森林組合選挙規程により選挙を行わず、その候補者をもって当選者とされた。五月二十四日役員会に於て、組合長河津計助氏、監事長に中島智加喜氏が選任された。

新役員は次の通り。

組合長理事 河津 計助
理事 武田 重則
〃 室原 淳志
〃 井 由幸
〃 井 時夫
〃 加賀 俊男
〃 宅野 勝尚



年間素材共販状況

ギャンブルと税金

ギャンブルには、マージャン、パチンコ、競輪、競馬といろんなものがあります。中でも、競馬ブームは最近ちょっとしたもので、連勝を続ける「ハイセイコー」に人気が集まっているようです。

ところで、競馬や競輪などで大穴を当てたとき、税金との関係はどうなるのでしょうか。

競馬や競輪などで払い戻し金もらった場合、あるいはクイズの賞金などをもらった場合、これらの所得を一時所得といいます。この一時所得は税金の対象になり、次のようにして計算します。まず収入をあげるために支払った経費を収入金額から差し引き、さらに特別控除額40万円を差し引いて残りの金額の半分に税金がかかります。

たとえば、収入金額が100万円、そのために要した経費が10万円の場合は、100万円から10万円と特別控除額40万円を差し引き、残りの50万円の半額25万円の税金がかかるわけです。

なお、テレビや雑誌などのクイズに当って現金でなく品物を貰った場合は、その品物の小売価格の60%相当額を収入金額として所得を計算します。

このような一時所得があったときは、ほかの所得とあわせ一定額以上の所得になる方は翌年の2月16日から3月15日までに税務署に確定申告をしなければなりません。

第393回共販状況報告

共 販 日 昭和48年 4 月 23 日
次 回 共 販 日 昭和48年 5 月 8 日

南小国町森林組合

総出荷量 384,347㎡(1,383石)
総 売 上 11,277,281円
総 平 均 29,341円(8,150円)

樹 種	長 級	径 級	高 値	安 値	備 考
スギ	4 m	3 cm ~ 8 cm	30,810	23,600	今回は松の出荷が多かったのが松を除いた価格は下記のとおりです。
		9 cm ~ 16 cm	30,480	22,900	
		18 cm ~ 26 cm	31,490	26,580	
		28 cm 上	32,990	29,290	
〃	3 m	3 cm ~ 16 cm	27,890	16,700	㎡当り 26,679円
		32 cm ~ 44 cm	58,000	30,250	
		3 cm ~ 36 cm	17,800	8,000	
ヒノキ	4 m	9 cm ~ 16 cm	43,290	40,810	石当り 7,411円
		18 cm ~ 26 cm	45,330	42,630	
		24 cm ~ 30 cm	48,660		

望郷の心ひたすら

奨学金の返済を終って

昭和三十九年に奨学資金制度ができてから満八年がすぎました。向学の志に燃えながら、経済的な事情によって進学ができない。このような人々に一筋の光明をあたえることができるならば……

そんな願いから発足した奨学資金制度でした。この奨学資金によって、多くの人が学舎に学び、巣立ち、して社会人として活躍しています。この奨学資金を、ある人は当然のこととし、ある人は額の少ない

ことを難いているかも知れませんが、しかし、逆境にあっても向学の志を持ち、目的を達成し、追憶の中に感謝の心をあらわしている人もまた少なくないと思います。その一例をここに紹介して見ましょう。

前略 御免下さいませ（中略） 今日ここに金借入額の残額一万一千五百円也を郵送いたしました。一万五千円ですが、余った分は奨学生育成のための通信費の足しにでもしていただければ幸いに思

います。返済が長びき、お手をわずらわせてしまいました。長い間本当に感謝いたします。ありがとうございます。父母からもくれぐれもよろしくとの事でした。

私も四月末日には結婚を控え、何かと気ぜわしい毎日ですが、今また新しいスタートラインを目前にして、あらゆる角度から意欲を湧き立たせている時でもあります。小国にいた時分の貧困さの中では、貴重な向学心さえも現実打ちのめされ、不本意に日々を過ごしがちでしたが、又一つのスタートラインはここにもあるのだと自覚している今です（中略）

とりとめのないことばかり書き綴ってしまいました。では皆様の御厚情に感謝し、後輩のために今後もより一層の御尽力をお願いいたします。小国で生れ育ってなすべきことの何をも果し得ませんでした、貴町の繁栄を心からお祈りいたします。長い間、ほんとうにありがとうございます。ございました。お元気で公務にお励み下さいませ。さようなら

昭和四十八年四月二十一日
教育委員会御一同様
森 まつみ

国民年金の障害年金の

請求もれはありませんか

目や耳の悪い人、手足の不自由な人、精神に障害のある人、寝たきりの人などは、障害年金がうけられます。国民年金の障害年金は、国民年金に加入している間に、病气やけがによって、外出することのできないような障害をもっている人達

に支給されます。障害年金をうけるためには、その障害の程度を証明する医師の診断書を、市町村の役場に提出しなければなりません。この場合にせつかく医師の診断書をもらってきても、その障害の程度が軽かったり、あるいは国民年金の保険料

を納めていなかったりしたら、この障害年金はうけられません。そこで、障害年金をうけようとするときは、まず、市町村の役場か社会保険事務所にて障害の程度を話して、障害年金がうけられそうかどうかの大体のところをきいてから、医師の診断書をもらうことをお勧めします。脳卒中や精神に障害のある人は特に障害年金に該当しながら年金の手続をとっていない場合が多くみられますので、一度市町村の役場か社会保険事務所にご相談してみして下さい。

自分のことばかり書いてしまいましたが、最後の返済と思う気持ちのせいと言ひ知れぬ名残り惜しさにも似たものがあります。一つが終って又一つが始まる。人間生きている限り気の休まる時というのはないのかもしれないね。

森まつみさんは大字中原松の木に居られた森賢祐さんの長女で昭和四十一年小国高等学校に入學、同四十四年同校を卒業されました。奨学金はこの期間に受けられたものですが、昭和四十五年八月森さん一家の神戸市への転出により住みなれた小国に別れを告げました。まつみさんのご結婚を心から祝し今後のご多幸をお祈します。

~~~~~

\*\*\*

~~~~~

老人医療の受給者証が

七月より変ります

今年の一月より、老人医療費の無料化のため、七十才以上の人に交付してあります老人医療の受給者証は六月までで、七月より新しい色の違うものと取替えます。

その理由は所得の状況によって受給者証を交付出来る人と、出来ない人が変わって来ることがあるからです。

所得の額による区別は遠からずなくなると思われますが、それまでは受給者証の交付を受けられない人は、これまでのように一応立替払いをして後請求することになります。

新らしい受給者証の交付は特別によつて申請書は出していただく必要ありませんが、役場で交付に必要な事項が不明の人は、事前に申請書を送りますので、必要事項を記入の上提出して下さい。

尚医師に持参する老人医療費請求書の用紙を、役場に貰いに来るのが不便な人は、電話で請求されれば送ります。

病気は早目に治療して健康を保ちましょう。

招魂祭

体育大会

(1) 婦人会球技大会

南小国中学校体育館に於て10チーム(100名)が参加して入場行進の後各チームが熱戦を展開し、上位決勝進出3チームが選出され、その結果、優勝||田中千光寺チーム 準優勝||森園チーム 三位||新町チーム以上でした。

(2) 少年剣道大会

南小国中学校体育館に於て少年剣士五〇名父兄参観者多数参加して熱戦が展開されました。特に本

年は親子対抗試合があり父親もたぢくで、子供さん方にがいかががあり、爆笑と声援で盛況のうちに終わりました。

低学年の部

優勝 平山 有一

準優勝 佐藤 浩幸

三位 高瀬 一彰

高学年の部

優勝 井野 良二

準優勝 泉 克信

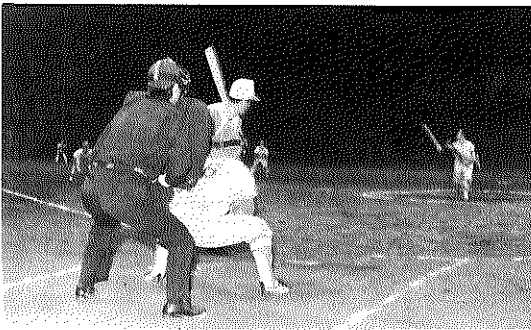
三位 佐竹 清文

中学校の部

優勝 山本アツミ

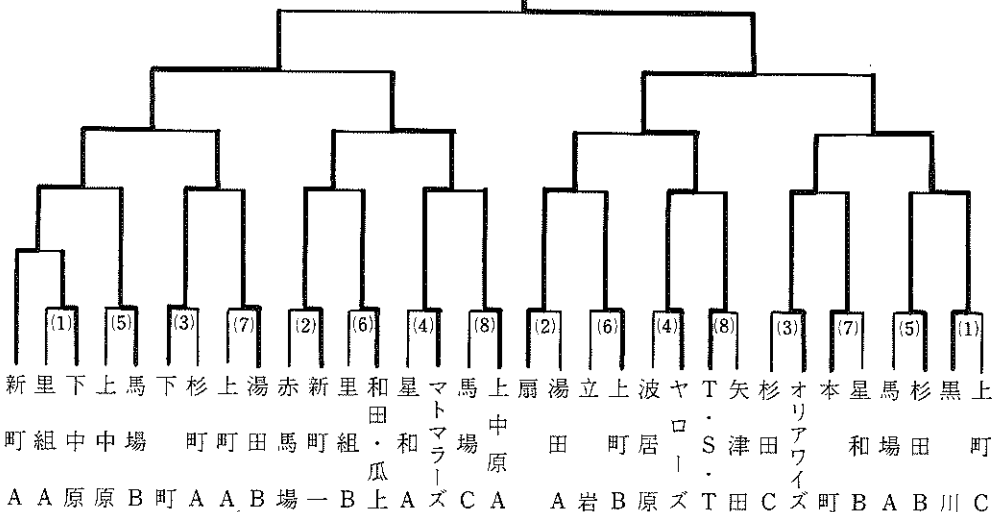
準優勝 杉 正昭

三位 甲斐 直美



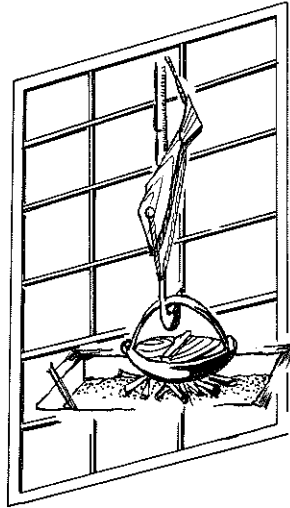
第1回春季ナイターソフトボール大会結果

優勝 ヤローズ



いろは歌

小国町 有住典三



昔しは子供
の遊びに
「かぞえ歌」
が広く愛唱
された。と
共に大人は
風俗等折り
り込んだ
「いろは歌」

を作つて、いろ／＼な調刺に庶民
の言葉を現した様だ。たま／＼古
い綴を調べている内に明治十年頃
（西南戦争）当時の「いろは歌」
があつたので紹介して見よう。

いまも昔も神国なるに。ろしや
あめりか欧羅巴。ばかな異風に目
はくらみ。にほんの乱れ観りみず。
ほうを異国に立てかえて。へたな

将棋の手前みず。とられそをだど
金銀を。ちえあり顔に無分別。
りよく我儘四方だい。ぬすみは官
負とがは民。ゐろをの士族は影し。
をほくの祖税罪金を。わたくし勝
の政事。かわる布告は朝夕に。よ
の行末はいかならん。たかきいや
しきわかななく。れいもさ法もな
くなりて。そんは我国益は彼。つ

まり異国の計略に。子いかな者は
打合せ。なにはともあり南もあり。
らい名つぶしく其時に。むかし後
ると言ふたのも。うそと今こそし
られたり。井のちを捨て国のため
のがさず討てよ倭奸を。おほ久保
三條ちぎりあり。くふす世界は面
白や。やめりりようか花の夢。も
よを心の末ついに。けとふんに国
をうり。ふ具も刀も捨てよとは。こ
こん聞ざる布告なり。ゑぞ地も最
早追取し。めいを奉ずる者もなく。
みす／＼二人が居る故に。し職の
人は勤王家。えい名散て好まねど。
ひ道を賣るは天の道。もはや世上
忍ばれず。せめては盡す武士の道。
す萬の民を救わんと。京をかぎり
の死出の旅。（原文のまゝ）西郷
隆盛。と書いてあり、作者が西郷
の氣持を云わんとしていることが
良くわかり、又今の世にも、全く
あてはまる箇所が随分有るように
思われ。約一〇〇年も過ぎた今日
経済生活は進歩が有るが人の心の
中は今も変らない様に思える。読
者の皆様は如何。

ちなみに当時物価は明治八年の
暮米一升は貳錢一厘一朱二毛なる
ことを書き添て見ました。

短歌

へ 老後をば

嫌われまじと 習いにし

詠歌の道に

友は一人逝く

へ 通夜より

帰る夜道の なほ暗き

切れ間に見ゆる

灯の細細しかり

一主婦

◎御香典返し

左記の方々より当町社会福祉協
議会にご寄附いただきましたので
ここに厚く御礼申しあげます。

記

馬場上 佐藤 雪男さん

矢津田下 池邊ササムさん

立岩 岩下 刻夷さん

尚佐藤雪男さんよりは三月にご

寄附いただいたものであります

が手違いにより掲載が遅れましたこ

とをお詫びします。

◎おめでとう

いよいよ

武田 靖洋 樋の口 三月十一日

林 恵理 米山 三月十四日

井 マリア 矢ヶ部三月二十三日

佐藤 誠壹 馬場上三月三十一日

大森 忍 長迫 四月 四日

福嶋美保子 坂の下 四月 四日

佐藤さおり 志津上 四月 七日

浜崎 真代 黒原 四月 九日

堀川 勇一 中湯田 四月十八日

成松 憲生 黒川 五月 三日

◎おくやみ申し

上げます

下城 秋夫 和田下三月二十二日

菊池 伝太 坂の下三月二十四日

日野 貞光 長迫 三月二十七日

鞭馬 喜市 湯田上 四月 五日

池辺 キン 矢津田下 四月八日

渡辺 渡 杉田上 四月十二日

武田 清 樋の口 四月十九日

大藪 勝井 馬場上 五月 五日

反則行為の種類と反則金額一覧表

(単位：千円)

車両等の種類 適用法条および 反則金額 (点数)	適用 法 条	大 型 車	普 通 車	二 輪 車	原 付 車	点 数
○駐 停 車 違 反 (高速通行路駐停車)	44,45・ⅠⅡ 47・ⅠⅡⅢ 48,49・ⅠⅢ 75の8・Ⅰ	6	5	3	3	1
○通 行 帯 違 反	20・ⅠⅡⅢ					1
○路線バス等優先通行帯違反	20の2・Ⅰ					1
○道路外出入折回車妨害	25・Ⅲ					1
○指 定 横 断 等 禁 止 違 反	25の2・Ⅱ					1
○車 間 距 離 不 保 持	26					1
○進 路 変 更 禁 止 違 反	26の2・ⅡⅢ					1
○追いつかれた車両の義務違反	27・ⅠⅡ					1
○乗 合 自 動 車 発 進 妨 害	31の2					1
○割 込 み 等	32					1
○交差点右左折等合図車妨害	34・Ⅴ 35・Ⅱ					1
○交 差 点 優 先 車 妨 害	36・Ⅰ 37					1
○交差点等進入禁止違反	50・ⅠⅡ					1
○指 定 通 行 区 分 違 反	35・Ⅰ					1
○緊 急 車 妨 害 等	40・ⅠⅡ 41の2・ⅠⅡ	5	4	4	3	1
○無 灯 火	52・Ⅰ					1
○減 光 等 義 務 違 反	52・Ⅱ					1
○合 図 不 服 行	53・Ⅰ					1
○合 図 制 限 違 反	53・Ⅲ					1
○警 音 器 吹 鳴 義 務 違 反	54・Ⅰ					1
○乗 車 積 載 方 法 違 反	55・ⅠⅡ					1
○定 員 外 乗 車	57・Ⅰ					1
○け ん 引 違 反	59・ⅠⅡ					1
泥 は ね 運 転	71・(1)					1
○転落等防止措置義務違反	71・(4)					1
○安全不確認ドア開放等	71・(4の2)					1
○停 止 措 置 義 務 違 反	71・(5)					1
○初心運転者等保護義務違反	71・(5の3)					1
公安委員会遵守事項違反	71・(6)					1

駐在所だより

反則金も値上がり

(前月続き)

車両等の種類 適用法条および 反則金額 (点数)	適用 法 条	大 型 車	普 通 車	二 輪 車	原 付 車	点 数
○最 低 速 度 違 反	75の4					1
○本線車道通行車妨害	75の6・Ⅰ	5	4	4		1
○本線車道緊急車妨害	75の6・Ⅱ					1
○仮免許練習標識表示義務違反	78・Ⅲ	5	4			1
○通 行 許 可 条 件 違 反	8・Ⅴ					1
○軌 道 敷 内 違 反	21・ⅠⅡⅢ					1
○道路外出入折回方法違反	25・ⅠⅡ	4	3	3	2	1
○交差点右左折方法違反	34・ⅠⅡⅢⅣ					1
○制 限 外 許 可 条 件 違 反	58・Ⅲ					1
運 行 記 録 計 不 備	63の2・Ⅰ	4	3			1
○本線車道出入方法違反	75の7・ⅠⅡ	4	3	3		1
○初心運転者遵守事項違反	71の2		3			1
警 音 器 使 用 制 限 違 反	54・Ⅱ					1
免 許 証 不 携 帶	95・Ⅰ 107の3				2	1
○原 付 け ん 引 違 反	60				2	1